特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定及び国民健康保険法の規定に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④マイナポータル内のサービス検索・電子申請機能での受理を行う ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う
③システムの名称	国民健康保険税システム、宛名管理システム、中間サーバー、番号連携システム、申請システム、 サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項及び別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 （1）主務省令第2条の表における情報提供の根拠 ・第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 （2）主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第48,69,70,71項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手）　[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリテイ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を行った上で、使用している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	税務課長　星野　陽一	税務課長	事後	
令和1年6月27日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1号	第9条第1項	事後	記載誤り
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月16日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月16日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27，42，44，45の項 【別表第二における情報提供の根拠】 46の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27，42，44，45の項 【別表第二における情報提供の根拠】 46の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険税システム、宛名管理システム、中間サーバー	国民健康保険税システム、宛名管理システム、中間サーバー、番号連携システム	事前	システムの追加
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項及び別表の24の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 27，42，44，45の項 【別表第二における情報提供の根拠】 46の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 （1）主務省令第2条の表における情報提供の根拠 ・第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 （2）主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第48,69,70,71項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	―	みどり市情報セキュリテイ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	―	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	―	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	―	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を行った上で、使用している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	基準日の変更
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	基準日の変更
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	地方税法等の規定及び国民健康保険法の規定に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	地方税法等の規定及び国民健康保険法の規定に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④マイナポータル内のサービス検索・電子申請機能での受理を行う ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知を行	事後	概要の追加
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	国民健康保険税システム、宛名管理システム、中間サーバー、番号連携システム	国民健康保険税システム、宛名管理システム、中間サーバー、番号連携システム、申請システム、 サービス検索・電子申請機能	事後	システムの名称追加
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項及び別表の24の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項及び別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	事後	根拠の追加
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を行った上で、使用している。	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御を行っている。 ・業務システムにはID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な書棚に保管している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を行った上で、使用している。	事後	